

1 基幹型臨床研修病院の指定及び指定継続に関する取扱い

基幹型臨床研修病院の指定基準

- 臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有すること
- 医療法施行規則に規定する員数の医師を有すること
- 臨床研修を行うために必要な症例があること
(**入院患者の数については、年間3,000人以上であること**)
- CPCを適切に開催していること
- 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること
- 医療に関する安全管理のための体制を確保していること
- 研修管理委員会を設置していること
- プログラム責任者を適切に配置していること
- 適切な指導体制を有していること
- 研修医に対する適切な処遇を確保していること
- 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること 等

【指定の継続に関する取扱い】

基幹型臨床研修病院が「入院患者の数 年間3,000人以上」の基準を2年間満たさない場合には、**個別の実地調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができる**と認められる場合に、**基幹型臨床研修病院として指定を継続する。**

※ 適切な指導体制と研修医の基本的診療能力を確認できない場合、基幹型臨床研修病院の指定取り消しとなる。

2 令和4年度 指定基準充足状況

令和4年度は指定基準の一部を満たさない基幹型臨床研修病院が1病院あり

1 病院名(住所)

板橋区医師会病院 (板橋区高島平3丁目12-6)

2 指定基準の充足状況

年間入院患者数：令和2年度 2,455人 令和3年度 2,444人

→「入院患者の数 年間3,000人以上」の基準を2年間満たしていない。

※ その他の指定基準は充足

個別の实地調査を実施し、下記2点が確認できた場合に、指定継続となる。

① 適切な指導体制が確保されているか

② 研修医が基本的な診療能力を修得することができるか

3 板橋区医師会病院 实地調査概要

1 実施日：令和4年12月14日(水曜日)

2 実施体制：東京都職員3名(事務2名、医師1名)、
NPO法人卒後臨床研修評価機構(JCEP)サーベイヤー1名

3 調査項目及び調査方法

調査項目：指導体制、研修医の基本的診療能力の修得度

調査方法：プログラム責任者面談、研修医面談(2年次2名)、書類確認、院内視察

4 板橋区医師会病院 実地調査結果

○ 全体評価 B- ※

- ※ 評価基準（厚労省と同じ）：A又はBと評価された場合は、指定を継続。B-の場合は一旦継続、翌年度再調査。Cの場合は取消対象
- A 指導・管理体制に関する事項及び研修医の基本的診療能力の習得に関する事項の全てにおいて「適切」とされるもの
 - B A、B-及びC以外のもの
 - B- 評価項目の全てについて「適切」又は「概ね適切」と評価され、そのうち過半数が「概ね適切」とされるもの
 - C 評価項目の一部について、「不適切」とされるもの

○ 個別評価(主なもの)

(指導体制)

- ・ 一般的な診療で頻繁に遭遇する傷病（いわゆるコモンディジーズ）の症例に恵まれており、大都市における地域医療実践の現場で研修を行うことができる。精神科や地域医療を除く大部分の研修科目を基幹型病院で完結できることも強みである。
- ・ 地域医療連携の仕組み、特に病診連携について研修できる体制が整っている。
- ・ 医療職種間の垣根も低く、メディカルスタッフがしっかり研修医をサポートしており、協働体制が整っている。
- ・ 一方で、以下のような改善点が挙げられる。
- ・ 研修医に対する適切な指導はなされているが、診療録上、指導医の指導や承認の記録が不十分である。
- ・ 研修評価に関連する記入書類が多数存在し、内容の重複も多く、整理されていない。研修医評価ならびに指導体制評価の目的を明確にして病院スタッフ全体で共有し、評価体系を簡素で実践的なものに整理する必要がある。
- ・ オリエンテーションでの教育はなされているが、日常診療の中での医療の社会性を意識した教育について改善の余地がある。

(研修医の基本的診療能力の修得度)

- ・ 入院の適応判断は臨床現場で指導医と共に行っており、その際に入院の目的は共有されている。
- ・ 退院サマリーの記録および提出については、病歴管理責任者において適切に管理され、指導医のチェックも受けている。
- ・ 診療録の記載が不十分な箇所もあり、陰性データを含めて系統的に漏れなく記載するよう、更なる指導が必要な点も見受けられたが、患者の問題点を抽出しそれを解析していく力をはじめ、基本的な臨床能力については、知識や技能面で概ね2年次の水準に達している。

改善が必要な事項について改善指示を行った結果、改善に向けた対応策の提示があったため、一旦指定継続とし、令和5年度に再調査の上改めて指定継続の判断を行うとはどうか。